

今冬のSARS対策について

はじめに

SARS（重症急性呼吸器症候群）は、SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症で、これまで次のようなことが分かりました。また、厚生労働省では、今冬に備え、感染症法及び検疫法を改正するとともに、以下の対策を行います。

1 SARSについて

(1) SARSとは、どんな病気か？

SARS患者と接した医療関係者や同居の家族など、患者の咳を浴びたり、痰や体液等に直接触れる等の濃厚な接触をした場合に感染し、2日～7日、最大10日間の潜伏期間を経て発症します。潜伏期あるいは無症状期における他への感染力はない、あるいはあったとしても極めて弱いと考えられています。

また、SARSコロナウイルスは、エタノール（アルコール）や漂白剤等の消毒で死滅します。現在のところ患者が触れた物品を通じてSARSが人へ感染する危険は小さいと考えられています。

(2) SARSが疑われるのは、どんなときか？

SARSが疑われるのは、

- ① 10日以内にSARSの流行地域から帰国するか、又は10日以内にSARS患者の体液に触れる等の濃厚な接触があった方で、
- ② 38℃以上の発熱、
- ③ せきまたは息切れ等の呼吸器症状がある方です。

なお、本年7月5日にWHOにおいて、SARS流行の終息宣言が行われた後は、10月現在、
①に該当する流行地域はありません。

(3) 医療機関を受診する際には？

38℃以上の発熱又はせき等の症状があり、(2)①の要件をみたす方（流行地域から帰ってきた方など）は、必ず事前に最寄りの保健所又は医療機関に電話で相談の上、指示に従ってください

い。

(4) SARSの検査法、治療法は？

① SARSコロナウイルスに対する検査法

ア) 分子生物学的検査法（PCR法）：発病初期より比較的迅速な診断は可能ですが、現時点では精度が十分に高いとは言えず、結果が陰性であっても感染を否定することはできません。

イ) 抗体検査：確実に感染を受けたことを証明する方法ではありますが、発病後10～20日を経過してから抗体の検出が可能となります。

ウ) ウィルス分離：生きたウィルスが存在していることを示しますが、培養には2～4週間（最低でも1週間以上）を要します。

② 治療法

ウイルスによる肺炎に対して、全身状態の管理や呼吸管理などの症状を和らげる治療を行います。

(5) 予防法は？

外出先から戻った時に手洗い、うがいを行うことはSARSだけではなく、多くの感染症に共通する予防法です。

現在、SARS予防のためのワクチンはなく、世界各国で研究中です。

2 SARSへの対策

(1) 情報の収集と、その提供

WHOなどが公表するSARSに関する情報について、迅速に収集するとともに、その情報を提供します。

① ホームページなどによる情報提供

ア) ホームページ

SARSについての詳細な情報について、下記のホームページに掲載しています。

・厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>)

- ・国立感染症研究所ホームページ (<http://idsc.nih.go.jp>)
- ・厚生労働省検疫所ホームページ（海外渡航者のための感染症情報）
(<http://www.forth.go.jp>)

また、ご心配な点があれば、都道府県又は最寄りの保健所にご相談ください。

イ) 啓発リーフレット

基礎知識、予防法、疑いのある方の医療機関の受診の仕方、その他の対策について記載したリーフレットを作成しています。

② 相談窓口の設置

インフルエンザ・SARSに関する相談窓口を設置しています。

開設時期：平成15年10月20日～平成16年3月19日

対応日時：月曜日～金曜日（祝日除く）9：30～17：00

電話番号：03-3200-6784

FAX番号：03-3200-5209

E-mail : inful@npo-bmsa.org

（2）検疫等

国外でSARSの再流行が起こった場合、以下の①から④の対応を行う予定です。また、SARSコロナウイルスを保有している疑いのある動物については、現在も⑤の対応をしています。

① 渡航に関する助言

SARSの流行地域へは、不要不急の旅行を延期するよう勧告を出します。

② 質問票の配布

流行地域からの航空便について、機内で質問票を配布し、健康状態を確認します。

③ 体温測定の実施

発熱のある方を確認するため、サーモグラフィーや体温計により体温測定を実施します。

④ 入国後の健康状態の確認

SARSを治療している医療機関で働いている方など、SARS患者と接触のあった入国者については、入国後も一定期間（潜伏期間）、検疫所への体温等の健康状態の報告を義務

務付け、万一異状を生じた場合は、検疫所からその入国者がいる都道府県等に通知します。

また、通知を受けた都道府県等は、入国者に対して直ちに調査を行い、入院等の必要な措置を講ずることとします。

⑤ 動物などの輸入禁止

SARS類似コロナウイルスが分離されたハクビシン等の動物の輸入を禁止しています。

(3) 医療の確保

都道府県において、SARSの診療を担当する医療機関を指定し、SARSに対する医療提供体制の整備を行っています。

① SARS入院対応医療機関

全国で287施設の入院対応医療機関（陰圧病床739床）が整備されています。（平成15年5月27日現在）。

② SARS外来診療協力医療機関

全国で759施設の外来診療協力医療機関が整備されています。（平成15年10月6日現在）。

③ 設備整備、感染防御資器材等への補助（国庫による支援措置）

SARS入院対応医療機関、SARS外来診療協力医療機関に対し、感染症病室簡易陰圧装置、SARS患者とその他の患者を区分するパーティション設置等の設備整備や、マスク・ガウン等の感染防御資器材の備蓄等に対して補助を行っています。さらに、SARS患者が、一般医療機関を受診した場合に備え、一般医療機関における院内感染防御のためのマスク・ガウン等の備蓄に対しても補助を行っています。

④ マスクの出荷状況調査

医療機関等で感染防止のために用いられるN95マスクの一月当たり出荷量は約132万枚にまで大幅に増加しています。（従来は、約15万枚/月）

(4) 院内感染等の予防

① 院内感染対策

「SARS管理指針」「SARSに対する消毒法」を都道府県等を通じて医療機関に周知し、SARS患者を受け入れる医療機関における院内感染対策の徹底を図っています。また、国立国際医療センターのホームページに感染症病棟用のマニュアルを掲載しています。

② 生活衛生関係営業における防止対策

ホテルや飲食店などに対する感染防止対策マニュアルを、現在作成しています。

(5) SARS訓練

SARSが発生した場合に備えて、①搬送、②疫学調査、③院内感染対策、④地域内伝播対応等を目的とした訓練を、全ての都道府県において11月までに実施することとしています。10月20日現在、42都道府県がすでに訓練を実施しており、残りの府県においても、11月までに実施を予定しています。

(6) SARS研究

厚生労働省及び文部科学省の研究費を緊急に確保し、SARSの迅速診断法、ワクチン、治療法等に関する研究開発に取り組んでいます。

① 診断・検査

国立感染症研究所と民間会社が共同で、15分～30分でSARSの診断ができる検査キットのモデルを作成しました。今冬の実用化を目指して、現在、香港、ベトナム等と協力しながら、その精度のチェックを行っています。

② ワクチン

国立感染症研究所や国立療養所近畿中央病院等が共同で、SARSワクチンの開発に取り組んでおり、DNAワクチンや不活化ワクチンの開発に着手したところです。しかし、ワクチン開発にはウイルスの病原性や免疫機能等の解明に関する基礎的な研究が必要であり、また、ワクチンの安全性や有効性の確認のために年単位の期間を要すると言われており、開発にはさらに数年かかると考えられます。

③ 治療法

海外の症例分析やシンガポールの病院からの聞き取り調査等により、現時点での標準的な治療法を示した「SARS治療プロトコール」を作成中です。既存の薬剤については試験管内の実験をしている段階で、一部の薬剤については、試験管内での効果を確認していますが、

患者に対して有効性が証明された治療薬はまだありません。

(7) 省庁間の連携

SARS事案・関係省庁緊急連絡窓口を設置するなどし、連携をとっています。

3 国内にSARS患者が出た場合の対応

(1) 情報の提供

SARSに関して入院勧告等の行政措置がとられた場合には、個人のプライバシーに最大限配慮しつつ、公表が必要な情報については、迅速に情報を公開します。

国立保健医療科学院の健康危機管理情報システムにより、都道府県等（保健所政令市を含む）に同時に情報を伝達できるようにします。

(2) 対策本部・オペレーションセンター

国内で患者が発生した場合は、対策本部を開催し、また広域的な対応が必要な場合はオペレーションセンターを設置して、対応にあたります。なお、その際、多元電話会議システムを活用します。

(3) 感染動向の把握（積極的疫学調査）

緊急時においては、感染動向の的確な把握及び原因の究明について、国が都道府県等による疫学調査について必要な指示を行うとともに、国も専門家を派遣して都道府県と共同で疫学調査を実施します。

(4) まん延防止のための対策

緊急時においては、国の責任において、患者の入院、消毒等の措置等について都道府県等に対し必要な指示を行います。また、国は必要に応じて専門家を現地に派遣して、支援を行います。

（注）「流行地域」と「伝播確認地域」は同義ですが、ここでは、一般的な「流行地域」を使用しています。

SARS関係医療機関の整備状況

都道府県名	入院対応医療機関数		外来診療協力 医療機関数
		病床数	
1 北海道	20	22	57
2 青森県	3	6	16
3 岩手県	5	71	10
4 宮城県	11	10	8
5 秋田県	2	54	13
6 山形県	4	8	5
7 福島県	7	4	15
8 茨城県	7	48	18
9 栃木県	6	13	16
10 群馬県	4	16	9
11 埼玉県	12	10	16
12 千葉県	6	6	33
13 東京都	7	66	29
14 神奈川県	8	48	8
15 新潟県	6	2	23
16 富山県	4	12	21
17 石川県	5	4	5
18 福井県	6	6	6
19 山梨県	3	7	11
20 長野県	9	18	19
21 岐阜県	5	12	5
22 静岡県	28	20	30
23 愛知県	7	18	39
24 三重県	1	8	21

都道府県名	入院対応医療機関数		外来診療協力 医療機関数
		病床数	
25 滋賀県	1	2	21
26 京都府	3	16	16
27 大阪府	3	32	49
28 兵庫県	4	20	37
29 奈良県	1	※	4
30 和歌山県	6	4	9
31 鳥取県	3	※	10
32 島根県	6	4	9
33 岡山県	6	4	13
34 広島県	3	22	12
35 山口県	4	12	9
36 徳島県	1	6	12
37 香川県	3	4	10
38 愛媛県	7	11	7
39 高知県	2	3	5
40 福岡県	5	17	30
41 佐賀県	4	14	6
42 長崎県	12	20	12
43 熊本県	11	16	10
44 大分県	8	15	14
45 宮崎県	7	10	7
46 鹿児島県	10	12	18
47 沖縄県	1	6	6
合 计	287	739	759

※ 簡易陰圧ブースを設置し対応

入院対応医療機関数(5月27日現在)

入院対応医療機関病床数(5月6日現在)

外来診療協力医療機関数(10月6日現在)

S A R S 関係医療機関等への補助

1 外来診療協力医療機関に対する対策

(1) 院内感染防止のために必要となるマスク、耐水性ガウン等の物資の購入経費

(補助率 1／2)

(2) S A R S の疑いのある患者と他の患者を区分して診療するため必要なパーテーション等の設備の購入経費

(補助率 1／2)

2 一般医療機関に対する対策

住民が一般医療機関を受診するおそれが生じた場合、院内感染の防止の観点から速やかに一般医療機関に対しガウン等を配布する必要があることから、各保健所にガウン等を備蓄するために必要な経費

(補助率 1／2)

3 搬送体制に対する対策

各都道府県等におけるS A R S 患者等の搬送体制の強化を図るため、本年4月から患者移送用陰圧装置（トランジットアイソレーター）の購入に必要な経費

(補助率 1／2、内示済 90台)

4 入院対応医療機関に対する対策

S A R S を受け入れる入院医療機関の病室については、陰圧であることが好ましいとのW H O の基準を受け、本年4月から第二種感染症指定医療機関に対し、感染症病室簡易陰圧装置の購入に必要な経費に対する国庫補助を実施

(補助率 1／2、内示済 173台)

N95マスクの出荷予定数等について

(10月1日現在:キンバリークラークのみ10月20日現在)

今後の一月あたりの出荷予定数	約 131万7千枚
(参考1) 従来の通常一月あたりの出荷数	約 15万2千枚
(参考2) 製造・輸入販売業者における在庫量(枚)	約 50万5千枚
(参考3) 今シーズン出荷予定数(枚) ※該当期間は平成15年11月～平成16年4月	約 699万6千枚
(参考4) 昨シーズン出荷数(枚) ※該当期間は平成14年11月～平成15年4月	約 299万9千枚

外科用マスク(サージカルマスク)の出荷予定数等について

(10月1日現在:キンバリークラークのみ10月20日現在)

今後の一月あたりの出荷予定数	約 755万5千枚
(参考1) 従来の通常一月あたりの出荷数	約 559万1千枚
(参考2) 製造・輸入販売業者における在庫量(枚)	約 941万3千枚
(参考3) 今シーズン出荷予定数(枚) ※該当期間は平成15年11月～平成16年4月	約 5318万0千枚
(参考4) 昨シーズン出荷数(枚) ※該当期間は平成14年11月～平成15年4月	約 3759万5千枚

重症急性呼吸器症候群(SARS)の診断及び検査手法等に関する緊急調査研究 (科学技術振興調整費)

1. 研究の内容及び実施機関

(1) ゲノム疫学研究

- S A R S ゲノム情報の適切な臨床診断への適用により、臨床医の S A R S の診断を容易にし、またゲノム情報に基づく疫学調査を行い感染拡大防止策を確立する。
- 実施体制：国立国際医療センター研究所 笹月健彦
国立感染症研究所 山田靖子

(2) S A R S ウィルスの検査法及びウィルス性気道感染症の鑑別診断法の開発

- S A R S ウィルス感染の感染初期及び回復期等における迅速かつ正確な検査法の開発を行う。また、遺伝子解析技術を用いてウィルス性気道感染症の鋭敏かつ迅速な鑑別診断法を開発する。
- 実施体制： 国立感染症研究所 田代眞人
東京大学医科学研究所 岩本愛吉

(3) S A R S ウィルスに対するワクチンの研究

- 感染の拡大防止のために効果的な S A R S ウィルスワクチンの迅速な開発のための研究基盤を確立する。
- 実施体制： 国立感染症研究所 小田切孝人
国立精神・神経センター（現 国立感染症研究所） 田口文広
国立療養所近畿中央病院 岡田全司
独立行政法人農業技術研究機構動物衛生研究所 池田秀利

2. 所要経費

97,106千円

3. 主任研究者

吉倉 廣（国立感染症研究所長）

S A R S緊急研究（厚生労働科学特別研究）

1. 研究内容及び実施機関

- (1) S A R Sに関する情報の収集及び還元方法に関する調査研究、並びに海外の発生事例の評価と我が国の対策についての改善提言研究
 - 我が国におけるS A R S対策戦略についての提言を行うことを目標とし、基本的にPre-eventの対策と一般社会での対応を中心として包括的な対策を整理する。
 - 国立感染症研究所 岡部 信彦
- (2) S A R Sの疫学調査及び個人予防・集団予防措置ガイドラインの策定、並びに検疫所におけるS A R S患者等の発見時の措置に関するマニュアル策定
 - 我が国における患者発見時の疫学調査・対策についての提言を行うことを目標とし、基本的に医療機関、検疫所での対応とPost-eventの対策を整理する。
 - 国立感染症研究所 谷口 清州
- (3) 検疫時におけるS A R S患者の効率的選別手法の開発等に関する研究
 - 極短時間で多数の乗客をスクリーニングするため、体温測定を簡便かつ正確に行う方法を開発する。
 - 国立健康・栄養研究所 瀧本 秀美
- (4) S A R Sの特性に着目した院内感染防止策の開発
 - S A R Sは特に医療従事者への院内感染および家族内感染が多いのが特徴であり、これらのS A R Sの特性に着目し、効果的な院内感染防止策を開発する。
 - 国立国際医療センター 倉辻 忠俊
- (5) 症例分析に基づく標準的治療法の開発
 - 各国におけるS A R Sの治療に関する情報を収集・分析し、その科学的根拠を検証し、標準的治療法の確立を目指す。
 - 東京大学医科学研究所 岩本 愛吉
- (6) S A R Sに関するリスクコミュニケーション研究
 - 国民のニーズを把握し、正確、迅速、有益かつ安心を与える健康情報の提供方法、及び国民とのリスクの共有方法について研究する。また今回のような危機管理のためのコミュニケーションマニュアルの策定を試みる。
 - 京都大学大学院工学研究科 内山 巍雄
- (7) 建築物衛生の観点からのS A R S予防に関する研究
 - 香港の高層マンションやホテルの事例において、空調設備や給排水設備、清掃等建築物の維持管理要因とS A R S感染の関連が指摘されていることから、建築物衛生の観点からS A R S予防のあり方について検討する。
 - 愛知淑徳大学 吉澤 晋
- (8) S A R Sコロナウイルスの安定性・抵抗性に関する基礎的研究
 - S A R Sコロナウイルスの生存に関して、物理的要因（湿度、PH、水分活性、高温、冷蔵、冷凍）及び化学的要因（殺菌剤、消毒剤等）がウイルスの生残性へ及ぼす影響、並びに環境媒体中のウイルス検出法について検討する
 - 国立感染症研究所 山田 章雄

2. 所要経費

73,500千円

3. 主任研究者

吉倉 廣（国立感染症研究所長）

健感発第 0912001 号
平成 15 年 9 月 12 日

各 [都道府県
政令市
特別区] 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

S A R S 対策訓練等の実施について

重症急性呼吸器症候群(S A R S)については、WHOも再流行の可能性を指摘しているところであります。厚生労働省としても地方厚生局ブロック毎に、地方自治体担当者及び保健所職員に対しS A R Sの基礎知識、疫学調査の方法及び院内感染防止対策に関する研修会を実施するとともに指定感染症として政令指定を行い、S A R S患者(疑似症を含む。以下同じ。)発生時に迅速かつ適確に対応できるよう対策を行ってきたところです。

しかしながら、我が国においてはS A R S患者の発生事例がなく、十分な実地の経験が蓄積されているとは言えないことから、貴職におかれでは、S A R S患者が発生した場合に混乱することなく、感染症法に基づく迅速で適確な患者への医療の提供及び情報の収集・公表が行えるよう、具体的な想定のもとにS A R S対策に関する訓練を実施するようお願いします。

訓練の内容については、8月25日に実施した東京・千葉・厚生労働省S A R S合同訓練を参考にし、各自治体間で連絡調整していただき、遅くとも11月までには実施するようお願いします。

なお、既に訓練を実施し、十分に体制整備が図られている地方自治体においては、実施したものとして差し支えありません。

SARSに関する対処訓練実施状況

(都道府県)

10月20日現在

実施済 42都道府県

未実施 群馬県 11月5日実施予定

新潟県 11月4日実施予定

山梨県 関係機関と日程調整中

京都府 関係機関と日程調整中

(10月下旬から11月にかけ、3~4
回実施予定)

徳島県 関係機関と日程調整中

東京・千葉・厚生労働省SARS合同訓練の概要

1 主　旨

今冬のSARSの再流行に備えて、国、自治体の連携の下、SARS患者（可能性例）発生に備えた訓練を実施する。

2 日　程

平成15年8月25日（月）

3 実施主体

- ・厚生労働省健康局
(関東信越厚生局、成田空港検疫所、国立感染症研究所)
- ・東京都及び新宿区
- ・千葉県

4 訓練内容

（想　定　）

医療機器メーカー〇×口の社員A氏（新宿区在住）及びB氏（千葉県市川市在住）の2名が重症急性呼吸器症候群（SARS）の伝播確認地域である××国の××病院（SARS患者受入病院）に納入した医療用器具の技術指導のため出張し、日本に帰国後、発症したものと想定。

（実　施　内　容　）

A氏及びB氏に関する患者発生報告から退院までの間を時間を短縮して訓練を行う。

- ①患者搬送
- ②疫学調査
- ③国及び都・県間などの情報伝達

5 公開（及び撮影）の範囲

この訓練は原則公開で行いますが、カメラによる撮影は事前に指定する一部のみとします。